続し、高速自動車国道第二東海自動車道横浜名古屋線等と連絡することで、愛知県内外の製造拠点、名古屋港、中部国際空港が結ばれる広域的な高速交通ネットワークが形成され、自動車交通の高速化及び定時性の確保による利便性が向上し、物流の効率化に寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

⑵　失われる利益

本件事業については、都市計画手続において、都市計画決定権者である愛知県が、環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に基づき、環境影響評価を実施している。起業者は、事業計画の変更及び上記の環境影響評価以降に新たに得られた知見を踏まえ、同法等に準じて環境影響評価の照査を実施している。

これらの結果によると、本件事業が生活環境に与える影響については、大気質、振動等の各項目を満足すると評価されている。

一方で、建設機械の稼働に係る騒音については、法令により定められた基準（以下単に「基準」という。）を超える値が見られるものの、防音シートの設置等を環境保全措置として講ずることにより、基準を満足すると評価されている。自動車の走行に係る騒音については、基準を超える値が見られるものの、遮音壁の設置を環境保全措置として講ずることにより、基準を満足すると評価されている。

また、工事の実施及び道路の存在により、地盤沈下の影響及び地下水の利用への影響が生じる可能性があるものの、止水性のある土留壁の設置等を環境保全措置として講ずることにより、環境への影響は、回避又は低減が図られているものと評価されている。

これらの評価結果を踏まえ、起業者は、本件事業の施行に当たり、当該環境保全措置を講ずることとしている。

また、本件事業が動植物に及ぼす影響については、本件区間内及びその周辺の土地において、学術上又は希少性等の観点から重要な動植物が下記のとおり確認されている。

動物については、文化財保護法（昭和25年法律第214号）における天然記念物であるヒシクイ、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるハヤブサ並びに環境省レッドリストに絶滅危惧ＩＡ類として掲載されているカワコザラ、絶滅危惧ＩＢ類として掲載されているナゴヤダルマガエル等、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているルイスツブゲンゴロウ等及び準絶滅危惧として掲載されているオオタカ等その他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種が確認されている。

植物については、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているハクチョウゲ及びウンヌケ並びに準絶滅危惧として掲載されているシバナ、イシモチソウ、ウラギク等その他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種が確認されている。

本件事業が上記の動植物に及ぼす影響の程度については、周辺に同様の生息又は生育環境が広く残されることなどから、影響がない若しくは極めて小さい、又は環境保全措置の実施により影響が回避若しくは低減されると評価されている。

主な環境保全措置のうち、カワコザラについては、生育環境が改変される可能性があることから、生育環境の改変を極力避けるよう橋脚の設置位置の検討をすることとしている。ルイスツブゲンゴロウについては、道路照明への誘引の可能性があることから、生育環境近傍において道路照明を設置する場合には、誘引効果の低いルーバー付き照明器具の設置の措置を講ずることとしている。オオタカについては、繁殖期に工事が行われる場合には、建設機械の稼働により、繁殖への影響が生じると予測されることから、専門家の助言をもとにモニタリング調査を実施し、行動を適宜確認しながら工事を進めるとともに、影響を与えうる工事を実施する場合は、可能な限り非繁殖期とすることとしている。ウンヌケ、シバナ、イシモチソウ、ウラギクについては、生育環境の改変や日照条件の悪化等の可能性があることから、生育環境の改変を最小限に抑え、工事に当たっては保全区域への立入制限の措置を講ずることとしている。なお、上記の動植物が、工事による改変箇所及びその周辺の土地で確認された場合は、必要に応じて専門家の指導・助言を受け、必要な環境保全措置を講ずることとしている。

さらに、本件区間内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地が５か所存在するが、既に発掘調査が完了しており、適切な措置が講じられている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

本件事業のうち、国・公社本体事業及び県・公社本体事業（以下両事業をあわせて「本体事業」という。）の構造形式等については、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本体事業は、平成26年４月11日に決定された後、令和３年３月５日に変更された都市計画と、基本的内容について整合しているものである。

さらに、県・公社事業に伴う附帯工事並びに国・公社関連事業及び県・公社関連事業の施設の位置、構造形式等については、適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業の事業計画は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

４　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

３⑴で述べたように、現道は交通事故が多数発生しているほか、津波浸水想定の浸水域を一部通過しており、本件事業の完成により、現道における交通事故の削減が図られるとともに、津波浸水想定の浸水域を回避した道路が新たに整備され、自然災害の発生時における現道の機能を補完・代替することで、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することから、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

また、本路線の沿線自治体等で構成される西知多道路推進協議会より、災害に強いネットワークの構築の観点などから、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する公益上の必要性は高いものと認められる。

⑵　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

３⑶で述べたように、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、使用の範囲は、それ以外の範囲としている。

したがって、本件事業の起業地の範囲は、公益性を発揮するために必要かつ最小限の範囲であり、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

５　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　愛知県知多市役所及び常滑市役所

第６　収用又は使用の手続が保留される起業地

１　第２の１に係る事業

愛知県知多市日長字上安田及び字安土地内

２　第２の２に係る事業

愛知県知多市日長字石塚山、字高根、字石坂口、字荒山、字白山、字古根、字須雲、字高峰脇、字土地山及び字狐鎌地内